

那覇市監査委員事務局障がい者活躍推進計画

那覇市監査委員事務局障がい者活躍推進計画

機関名	那覇市監査委員事務局
任命権者	那覇市代表監査委員
計画期間	令和5年6月7日～令和7年3月31日
那覇市監査委員事務局における障がい者雇用に関する課題	那覇市監査委員事務局は、事務局職員8名、会計年度任用職員1名、総数9名程度の小規模な機関である。事務局職員は監査委員事務局での採用はなく、市長部局等からの出向によって配属することとなる。そのため、障害者雇用率は市当局に含めて報告されており、組織的な体制整備は特段行ってこなかった。
目標	
①採用に関する目標	障がい者雇用の推進に関する理解を促進する。
②定着に関する目標	なし
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として監査委員事務局長を選任する。 ○障がい者の活躍を推進するため、人事担当部局との連携を密にする。 ○障害者職業生活相談員の選任義務(障がい者5名以上)が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させるよう努める。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> ○現に勤務する障がい者や今後採用する障がい者の能力や希望も踏まえ、年に1回以上、職務整理表や組織内アンケート等を活用した職務の選定及び創出について検討を行う。 ○障がい者と定期的に上司による面談を行い、障がい者と業務の適切なマッチングができていないかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつ、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取り扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、または特定の障害に設定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。
4. その他	<ul style="list-style-type: none"> ○「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。